

## 各務原市地区計画都市計画税審議会の会議の公開等に関する要領(案)

### (目的)

第1条 この要領は、各務原市地区計画都市計画税審議会の会議の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開する。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

### (傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始10分前までに、受付で傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

### (傍聴の定員)

第4条 傍聴席の定員は10名とする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、当該定員を制限することができる。また、定員を超えて傍聴希望者がいる場合には、抽選により傍聴人を決定する。

### (傍聴券)

第5条 傍聴人には傍聴券を配布するものとする。傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとする際には、傍聴券を返却しなければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話等をしないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 携帯電話やスマートフォン等の電子機器を使用しないこと。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

**(係員の指示)**

第 8 条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

**(違反に対する措置)**

第 9 条 傍聴人がこの要領に定める事項に従わないときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

**(その他)**

第 10 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 2 8 日から施行する。